



令和6年3月12日

報道関係者 各位

市川市 文化国際部  
部長 森田 敏裕

## 「東山邸に係る所有権移転登記抹消登記手続請求事件」の第1審判決について

標記の訴訟（以下「本件訴訟」といいます。）について、令和6年3月12日（火）13時10分に、千葉地方裁判所（民事第3部 岡山 忠広裁判長）において判決が言い渡され、本市が勝訴しましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1 本件訴訟の概要

本市は、令和3年12月1日付けで、別件訴訟（令和5年12月27日の臨時記者会見で発表済）の第1審において故東山魁夷画伯邸の土地・建物の所有権が本市に認められることで確定した東山画伯夫人の相続人5人に係る所有権持分（24分の19）を本市に移転する登記手続を行った。

その後、別件訴訟の第1審判決において東山邸の土地・建物の所有権を単独で有していることを認められた故東山画伯の夫人の相続人A氏（原告）が、本市が行った上記登記について、東山邸の土地・建物に係る所有権に基づく妨害排除請求権の行使として、本市（被告）に対し抹消登記手続を求めたものである。

#### 2 本件訴訟の判決の概要

##### 主文（抄）

- ・原告の請求を棄却する。

##### 理由（抄）

- ・別件訴訟で、被告が東山邸の土地・建物の所有権を有することを確認する等の判決が確定した。
- ・そうすると、東山邸の土地・建物の所有権は、被告にあるというべきであって、原告の主張は理由がない。

以上

#### 【問い合わせ】

文化国際部 次長 吉田 一弘  
TEL 047-712-8557